

宮 城 県 公 報

令和 7 年 9 月 12 日（金）
定期第 631 号

目 次

告示

- 形質変更時要届出区域の指定の一部解除（環境対策課）
- 有害図書類の指定（共同参画社会推進課）
- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 道路の区域変更（道路課）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（防災砂防課）
- 土地区画整理組合の理事についての届出（都市計画課）

選挙管理委員会

- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（選挙管理委員会事務局）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（同）
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正（同）

監査委員

- 定期監査の結果の公表（2 件）（監査委員事務局監査チーム）

公安委員会

- 警備業法第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習の実施（警察本部生活安全企画課）

宮城県告示第560号

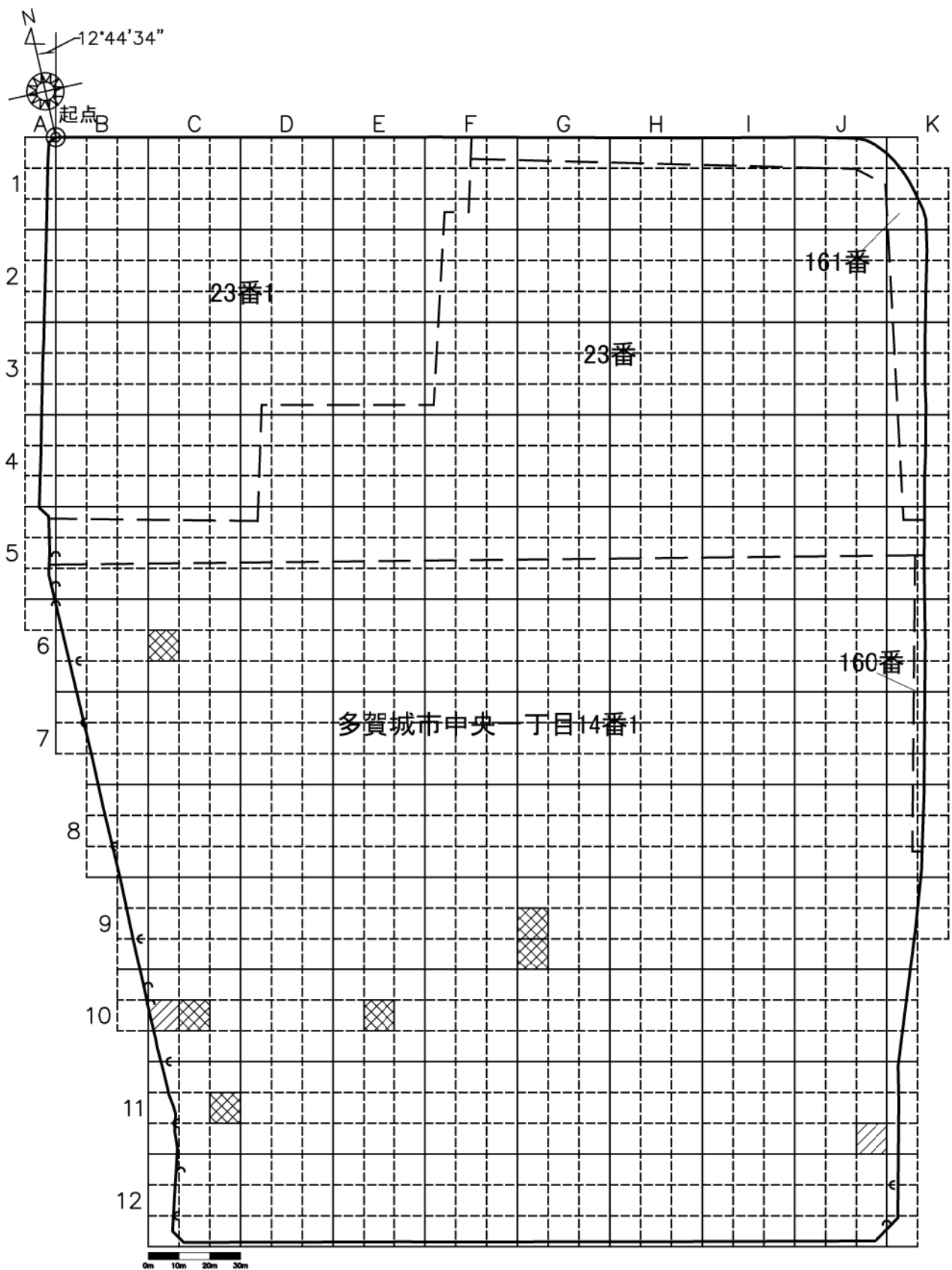
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について、同条第2項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和7年9月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

多賀城市中央1丁目14番1の一部とし、次の図のとおりとする。



<凡例>

-  指定を解除する形質変更時要届出区域
-  形質変更時要届出区域
- 単位区画 (10m格子)
- 30m格子
- 筆の境界線
- 調査対象地
- 統合区画

<起点>

起点は、多賀城市中央一丁目23番1の最北端とする。

<格子の回転角度>12度44分34秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

- 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

宮城県告示第561号

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第1項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和7年9月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定図書類

番 号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
1	雑誌	mini SUGAR 9月号 雑誌18425-09	株式会社秋水社
2	雑誌	mini Berry vol.82 雑誌18426-09	株式会社秋水社
3	雑誌	恋愛宣言PINKY 10月号 雑誌08877-10	株式会社秋水社
4	雑誌	恋愛白書パステル 10月号 雑誌19625-10	株式会社宙出版
5	雑誌	麗人 9月号 雑誌09613-9	株式会社竹書房
6	雑誌	コミック艶 vol.40 雑誌67603-91	株式会社リイド社
7	雑誌	実話ナックルズGOLDドキュメント Vol.14 雑誌68539-63	株式会社大洋図書
8	雑誌	実話BUNKAタブー 10月号 2025 雑誌05375-10	株式会社コアマガジン
9	雑誌	芸能お宝最新特報BUZ00000N!!!極 NO.03 雑誌66240-30	株式会社ダイアプレス

2 指定理由

図書類の内容が、1から7の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、8、9の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

宮城県告示第562号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 12 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
杉原 矩裕	スポーツ鍼灸院すぎはら	塩釜市今宮町 14-20	令和 7 年 8 月 7 日

宮城県告示第563号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 9 月 12 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 12 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 本吉室根線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市本吉町中川内 26 番 1 地先から 同市本吉町中川内 26 番 12 地先まで	前	26.1～29.7	24.0
	後	24.6～26.9	24.0

宮城県告示第 564 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 7 年 9 月 12 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
竹倉部の 2	急傾斜地の崩壊	岩沼市三色吉字竹倉部	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第565号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和7年9月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 組合の名称

富谷市成田二期東土地区画整理組合

2 事務所の所在地

富谷市成田一丁目4番地75

3 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

藤 田 和 久 大阪市北区中之島三丁目3番23号

理事に就任した者

氏 名 住 所

真 屋 功 大阪市北区中之島三丁目3番23号

官選管告示第 61 号

令和 7 年 9 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 12 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による 50 分の 1 の数

37,804

2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

336,270

3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による 3 分の 1 の数

青葉選挙区	83,270	岩沼選挙区	11,966
宮城野選挙区	53,022	登米選挙区	20,602
若林選挙区	39,126	栗原選挙区	17,502
太白選挙区	66,063	東松島選挙区	10,734
泉選挙区	58,994	大崎選挙区	34,647
石巻・牡鹿選挙区	39,547	富谷・黒川選挙区	25,583
塩釜選挙区	14,770	柴田選挙区	22,153
気仙沼・本吉選挙区	19,680	亘理選挙区	12,676
白石・刈田選挙区	12,339	宮城選挙区	13,720
名取選挙区	21,925	加美選挙区	7,765
角田・伊具選挙区	10,998	遠田選挙区	10,744
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,233		

官選管告示第 62 号

令和 7 年 9 月 1 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 12 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

336, 270

宮選管告示第 63 号

平成 7 年宮選管告示第 8 号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 12 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

改 正 後		改 正 前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
多賀城市総合体育館	多賀城市下馬 5 丁目 9 番 3 号	多賀城市総合体育館	多賀城市下馬 5 丁目 9 番 3 号
<u>多賀城市市民活動サ ポートセンター</u>	同 市中央 2 丁目 25 番 3 号		
<u>さんみらい多賀城イ ベントプラザ（S T E P）</u>	同 市八幡字一本柳 114 番地の 6		
岩沼市北部地区老人 憩の家	岩沼市相の原 1 丁目 3 番 49 号	岩沼市北部地区老人 憩の家	岩沼市相の原 1 丁目 3 番 49 号
[略]	[略]	[略]	[略]
		<u>大崎市松山長尾地区 農作業準備休養施設</u>	同 市松山金谷字沢 前 31 番地
		<u>大崎市松山茶釜台地 区老人憩の家</u>	同 市松山千石字茶 釜台 69 番地 59
[略]	[略]	[略]	[略]
		<u>大崎市松山山王地区 老人憩の家</u>	同 市松山次橋字山 王 43 番地 2
		<u>大崎市松山中谷地区 公会堂</u>	同 市松山下伊場野 字薬師 14 番地 1
[略]	[略]	[略]	[略]
		<u>大崎市田尻北小塩集 落センター</u>	同 市田尻小塩字蓬 田南 3 番地 4
		<u>大崎市田尻木戸農村 総管理施設</u>	同 市田尻沼部字木 戸 17 番地 2
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

宮城県監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和7年5月から6月までに実施した一般会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和7年9月12日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○教育庁	
地方機関	
仙台向山高等学校	6月4日
仙台南高等学校	6月4日
名取北高等学校	6月11日
石巻西高等学校	6月3日
東松島高等学校	6月3日
田尻さくら高等学校	5月30日
石巻工業高等学校	6月13日
第二工業高等学校	6月11日
石巻支援学校	6月13日
支援学校小牛田高等学園	5月30日

2 監査結果

令和6年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合规性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

（1）名取北高等学校

私費会計において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

グラウンド整備について、県が公費で実施すべきところ、団体の施工により私費で実施したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 990,550円

宮城県監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和7年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和7年9月12日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○総務部	
本庁	
秘書課	8月1日
人事課、行政管理室	8月1日
行政経営企画課	8月1日
職員厚生課	8月1日
総務事務管理課	8月1日
県政情報・文書課	8月1日
私学・公益法人課	8月1日
広報課	8月1日
財政課	8月1日
税務課、地方税徴収対策室	8月1日
市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）	8月1日
管財課	8月1日
○復興・危機管理部	
本庁	
復興・危機管理総務課	7月24日
復興支援・伝承課	7月24日
防災推進課	7月24日
消防課	7月24日
原子力安全対策課	7月24日
○企画部	
本庁	
企画総務課	7月29日
総合政策課	7月29日
デジタルみやぎ推進課	7月29日
産業デジタル推進課	7月29日
地域振興課	7月29日
スポーツ振興課	7月29日
地域交通政策課	7月29日
統計課	7月29日
○環境生活部	
本庁	

環境生活総務課	7月24日
環境政策課、次世代エネルギー室	7月24日
環境対策課	7月24日
自然保護課	7月24日
食と暮らしの安全推進課	7月24日
循環型社会推進課	7月24日
廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、 放射性物質汚染廃棄物対策室	7月24日
消費生活・文化課	7月24日
共同参画社会推進課	7月24日
○保健福祉部	
本庁	
保健福祉総務課	7月31日
社会福祉課	7月31日
医療政策課、県立病院再編室、医療人材対策室	7月31日
長寿社会政策課	7月31日
健康推進課	7月31日
疾病・感染症対策課	7月31日
子育て社会推進課	7月31日
子ども・家庭支援課	7月31日
障害福祉課、精神保健推進室	7月31日
薬務課	7月31日
国保医療課	7月31日
○経済商工観光部	
本庁	
経済商工観光総務課、富県宮城推進室、企業復興支援室	7月25日
新産業振興課	7月25日
産業立地推進課、自動車産業振興室、半導体産業振興室	7月25日
商工金融課、中小企業支援室	7月25日
産業人材対策課	7月25日
雇用対策課	7月25日
観光戦略課	7月25日
国際政策課、国際ビジネス推進室	7月25日
○農政部	
本庁	
農政総務課、農業政策室	7月29日
食産業振興課	7月29日
農山漁村なりわい課	7月29日
農業振興課	7月29日
みやぎ米推進課	7月29日
園芸推進課	7月29日
畜産課、家畜防疫対策室	7月29日
農村振興課	7月29日
農村整備課、農村防災対策室	7月29日
○水産林政部	

本庁	
水産林政総務課、水産林業政策室	7月25日
水産業振興課（宮城海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会を含む）	7月25日
水産業基盤整備課、漁港整備推進室	7月25日
林業振興課、全国育樹祭推進室	7月25日
森林整備課	7月25日
○土木部	
本庁	
土木総務課	7月30日
事業管理課	7月30日
用地課（収用委員会事務局を含む）	7月30日
道路課	7月30日
河川課	7月30日
防災砂防課	7月30日
港湾課	7月30日
空港臨空地域課	7月30日
都市計画課	7月30日
都市環境課	7月30日
建築宅地課	7月30日
住宅課	7月30日
営繕課	7月30日
設備課	7月30日
○出納局	
本庁	
出納総務課	7月30日
出納管理課	7月30日
契約課	7月30日
検査課	7月30日
○議会事務局	7月17日
○教育庁	
本庁	
総務課、教育企画室	7月31日
福利課	7月31日
教職員課	7月31日
義務教育課	7月31日
高校教育課、高校財務・就学支援室	7月31日
特別支援教育課	7月31日
施設整備課	7月31日
保健体育安全課	7月31日
生涯学習課	7月31日
文化財課	7月31日
○警察本部	7月28日、8月1日
○人事委員会事務局	7月16日
○監査委員事務局	7月18日

2 監査結果

令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意しました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 消防課

収入証紙の貼用事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

危険物施設に係る申請手数料について、証紙貼用実績簿を作成していなかったもの。

- ・件数 3 件

(2) 消防課

役務費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

国の表彰物送付料金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 1 件
- ・金額 1,640 円

(3) デジタルみやぎ推進課

役務費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和 5 年度 DNS 管理費用について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 1 件
- ・金額 11,000 円

(4) デジタルみやぎ推進課

職員間情報共有ツールにおいて、職員による不正閲覧が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和 3 年 11 月 1 日から令和 6 年 4 月 11 日までの間、職員間情報共有ツールに掲載された他の職員の情報を業務外の目的で閲覧及びダウンロードしていたもの。

- ・閲覧された件数 3,362 件
- ・ダウンロードされた電子ファイルの件数 383 件

(5) 自然保護課

特別納付金（北中山地区の行政代執行に係る費用）において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

- ・令和6年度分収入未済額
現年度分 430,819,400円
過年度分 0円
合 計 430,819,400円

(6) 廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収入促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

- ・令和6年度収入未済額
現年度分 36,313,773円
過年度分 1,006,515,742円
合 計 1,042,829,515円
- ・令和5年度収入未済額
現年度分 33,378,511円
過年度分 973,522,231円
合 計 1,006,900,742円

(7) 医療政策課、県立病院再編室、医療人材対策室

補助金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

令和5年度宮城県医療機関等原油価格・物価高騰対策事業補助金について、出納閉鎖後に翌会計年度予算で支出したもの。

- ・件数 11件
- ・金額 625,000円

(8) 健康推進課

補助金の額の確定に伴う返還金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

令和元年度健康増進事業等補助金について、令和2年度に過大交付した分の返還が行われていなかったことが、令和6年度に補助事業者からの指摘により判明し、返還されたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 542,000円

(9) 子ども・家庭支援課

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

- ・令和6年度収入未済額
 - 現年度分 129,000円
 - 過年度分 18,518,730円
 - 合 計 18,647,730円
- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 1,113,860円
 - 過年度分 18,010,220円
 - 合 計 19,124,080円

(10) 国際政策課、国際ビジネス推進室

予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

みやぎ産業交流センター（夢メッセみやぎ）に係る修繕工事において予算執行を怠り、多額の不用額を生じさせたもの。

- ・件数 1件
- ・エネルギー棟及び西館空調設備冷却塔等更新工事 101,179,000円

(11) 国際政策課、国際ビジネス推進室

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

不調となった委託業務について、改めて指名委員会を開催すべきところ、不調案件の指名委員会で選定した業者と見積合わせを行ったもの。

- ・件数 1件
- ・業務名 令和7年度旅券調整及び関連業務

(12) 商工金融課、中小企業支援室

中小企業高度化資金貸付金において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額
 - 現年度分 105,468,966円
 - 過年度分 0円
 - 合 計 105,468,966円
- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 2,514,040円
 - 合 計 2,514,040円

(13) 水産業基盤整備課、漁港整備推進室

特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度分収入未済額

現年度分	5,720,000円
過年度分	6,820,000円
合 計	12,540,000円

・令和5年度分収入未済額

現年度分	0円
過年度分	6,820,000円
合 計	6,820,000円

(14) 住宅課

県営住宅の家賃算定において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

県営住宅の家賃算定に誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたもの。

・過大徴収期間

平成26年4月から令和6年8月まで

・過大徴収額等（令和7年7月30日時点）

世帯数 68世帯

過大徴収額 5,960,200円

(15) 住宅課

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入遅延において、督促を行っていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

県営住宅敷地使用料の収入遅延について、督促を行わなかったことにより、延滞金を徴収できなかったもの。

・件数 1件

・調定額 124,500円

・徴収できなかった延滞金の額 10,100円

(16) 住宅課

県営住宅使用料において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和6年度収入未済額

現年度分 7,775,286円

過年度分 21,064,294円

合 計 28,839,580円

・令和5年度収入未済額

現年度分 12,300,630円

過年度分 20,768,348円

合 計 33,068,978円

(17) 営繕課

工事事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

営繕課が作成し関係各課等に通知している「建築公共工事積算単価表」の改定において、単価の一部に誤りがあり、当該単価を適用した工事が入札中止となったもの。

- ・件数 5件

- ・工事名

- (営繕課)

- ・令和6年度農業・園芸総合研究所研修宿泊棟外壁改修工事

- (設備課)

- ・令和6年度産業技術総合センター空調設備改修工事ほか2件

- (住宅課)

- ・県営名取田高住宅ほか9団地空家修繕工事

(18) 出納管理課

証紙の交換事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

証紙の返還等ができない売りさばき人に対して還付を行ったもの。

- ・件数 1件

- ・金額 250,000円

(19) 高校教育課、高校財務・就学支援室

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額

- 現年度分 62,361,961円

- 過年度分 402,011,688円

- 合 計 464,373,649円

- ・令和5年度収入未済額

- 現年度分 68,659,406円

- 過年度分 372,729,306円

- 合 計 441,388,712円

(20) 高校教育課、高校財務・就学支援室

物品の記録管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

備品台帳に現物がない供用備品が記録されていたもの。

- ・現物確認ができなかった物品 1件

- モバイルプリンター（令和3年3月15日取得）

(21) 保健体育安全課

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

不調となった委託業務について、改めて指名委員会を開催すべきところ、不調案件の指名委員会で選定した業者と見積合わせを行ったもの。

- ・件数 1 件
- ・業務名 令和 6 年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業業務

(22) 文化財課

報酬、報償費、旅費及び委託料において、引き続き支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 文化財保護審議会ほかに係る報酬、報償費及び旅費について、60日以上支払遅延があったもの。
 - ・件数 報酬 24件
報償費 12件
旅費 71件
 - ・金額 報酬 278,400円
報償費 139,200円
旅費 281,664円
- 2 文化財課分室除害施設及び受水槽等清掃業務について、検査の日から3か月以上の支払遅延があったもの。
 - ・件数 1 件
 - ・金額 297,000円

(23) 警察本部

損害賠償金において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和 6 年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 20,960,084円
 - 合 計 20,960,084円
- ・令和 5 年度収入未済額
 - 現年度分 919,600円
 - 過年度分 20,112,484円
 - 合 計 21,032,084円

宮城県公安委員会告示第73号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年9月12日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

- 1 講習実施日
令和7年10月21日（火）から同月24日（金）までの4日間
- 2 講習の実施場所
仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会
- 3 受講定員
40人
- 4 事前申込み
 - (1) 受付専用電話
宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。
なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。
 - (2) 受付期間
令和7年9月29日（月）から同年10月3日（金）までの5日間（9月29日から10月2日までは午前9時から午後4時まで、最終日のみ午後3時まで）
- 5 受講手続
 - (1) 申込み受付期間
令和7年10月6日（月）から同月10日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）
 - (2) 申込書の提出先
事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。
なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。
 - (3) 提出書類
機械警備業務管理者講習受講申込書 1通
 - (4) 受講手数料
公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額を受講申込時に、現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）又は宮城県収入証紙のいずれかの方法により納付すること。
- 6 講習の委託先
仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会
- 7 講習に関する問い合わせ先
宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課